

平成27年第2回組合議会（臨時会）が、5月19日に開催されました。

議案については、専決処分2件、財産の取得1件の計3件の議案が提出され、原案のとおり承認、可決されました。

番号	件名【議決等の結果】
議案第8号	専決処分の承認を求めることについて
	廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金確定に伴う国庫支出金の減額や、中央桜ノ目衛生センター基幹的設備改良事業費にかかる起債対象事業費確定に伴う組合債の減額による補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認されました。
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて
	大崎市で発生しました建物火災の消火活動中において、防火水槽から送水を行っている消防ホースが破断し、民家の壁面及び家財等を損傷させました。 地方自治法179条第1項の規定により、平成27年4月17日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認されました。
議案第10号	財産の取得について
	古川消防署に配備している化学消防ポンプ自動車を更新するもので、1,300リットル以上の水槽及び500リットルの薬液水槽を装備した、消防車両の購入について4月24日に競争入札を執行し、仮契約を締結しましたので、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求め可決されました。